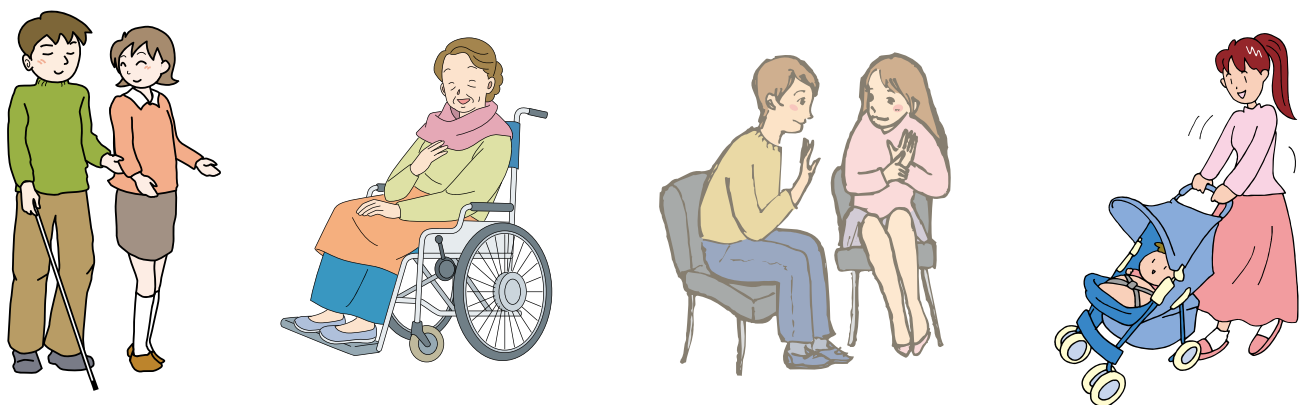


身近な建築物のバリアフリー改修の必要性

高齢者や障がいのある人など日常的な介護や支援を必要とする人や、自立して生活できる人がともに生活している地域社会では、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる生活環境づくりが大切です。なかでも、「買い物や通院など自立した生活のための行動ができること」や「趣味や地域活動などに参加できること」などは、生活の質を維持する上でとても重要になります。

そのため、特に日常生活圏にあるスーパーや飲食店など、身近な建築物を高齢者や障がいのある人などが安全に利用できる環境づくり（＝バリアフリー化）が求められています。



手引きの趣旨

より多くの身近な建築物でバリアフリー化に取り組まれるよう、以下の趣旨で手引きを構成しています。

①コストの制約を考慮し、低コストで簡易的な対応も含めた多様な対応策が例示されている手引き

②建物の構造や面積等の制約を考慮し、福祉のまちづくり条例施行規則に定めている整備基準（数値）にとらわれない、多様な対応策が例示されている手引き

③可能な限りハード面から対応（施設整備）することを第一とするが、不足分は人的サポートを活用するなど、無理のない現実的な対応策を示す手引き

身近な建築物のバリアフリー改修のポイント

Point1 建物に入れる

高齢者や障がいのある人などが身近な建築物を利用するためには、建物内に入れることができなければなりません。特に、車いす使用者や肢体不自由者などが出入りしやすい環境づくりを進めましょう。

【改修の検討対象】

- 玄関までのアプローチ
- 玄関（建物出入口のドア付近）
- 駐車場

【改修の具体箇所】

- ドア
- 路面・床面
- 段差
- 案内
- 駐車場の広さ



Point2 建物内を移動できる

建物内に入れたら、次は目的の場所まで移動できることが必要です。特に、車いす使用者やベビーカー使用者など一定のスペースを必要とする人、視覚や聴覚に障がいがある人が移動しやすい環境づくりを進めましょう。

【改修の検討対象】

- 玄関ホール
- 通路・廊下
- エレベーター

【改修の具体箇所】

- 通路の幅
- 照明
- 段差
- 案内
- ドア



Point3 目的を達成できる

目的の場所まで移動できたら、次は目的を達成できることが必要です。「飲食店でテーブルについて注文する」「スーパーで陳列棚から商品を手にとってレジで購入する」など一連の行為ができる環境づくりを進めましょう。

【改修の検討対象】

- 飲食スペース
- 購買スペース
- 窓口スペース

【改修の具体箇所】

- テーブル・イス
- 商品棚
- 案内
- カウンター・記載台



Point4 トイレを利用できる

高齢者などの利用が多い建物、長時間滞在する建物、飲食店などについては、高齢者や障がいのある人などが使いやすいトイレを設置することが望まれます。



バリアフリー改修の進め方

バリアフリー改修の考え方・進め方

1 高齢者や障がいのある人などのことを理解しましょう

バリアフリー改修をするには、まず、高齢者や障がいのある人などの行動特性を理解するとともに、建物を利用する上で困っていることを知る必要があります。

2 改修の目的・目標を設定しましょう

あなたの店舗・施設等にはどのような方が多く訪れていますか？顧客として逃している人はいませんか？また、将来、どのような店舗・施設等にしたいと考えていますか？

改修は、事業を継続・発展させるための転機になるかもしれません。そのため、改修によって何を目指すのか、目的や目標をしっかりと設定しましょう。

3 改修方法と優先順位を考えましょう

改修の目的や目標を実現するために、どの場所をどのように改修する必要がありますか。

また、改修方法は複数ある場合があります。例えば、段差を解消するために、①スロープを新たに作る、②簡易的なスロープを購入して適宜使用するなどです。P●以降を参考に、改修が必要な場所と改修方法をリストアップしましょう。

次に、利用者の意見や店舗・施設等の用途の特徴などを踏まえて、リストアップした改修内容の優先順位を考えましょう。

例：街なかの飲食店で車の利用が少ない場合



- 優先順位：
- ①建物に入れるように出入口の段差を解消する
 - ②店舗内に車いす利用者でも利用できるテーブル席をつくる
 - ③トイレのスペースを広げる

4 コスト調整をして代替措置を考えましょう

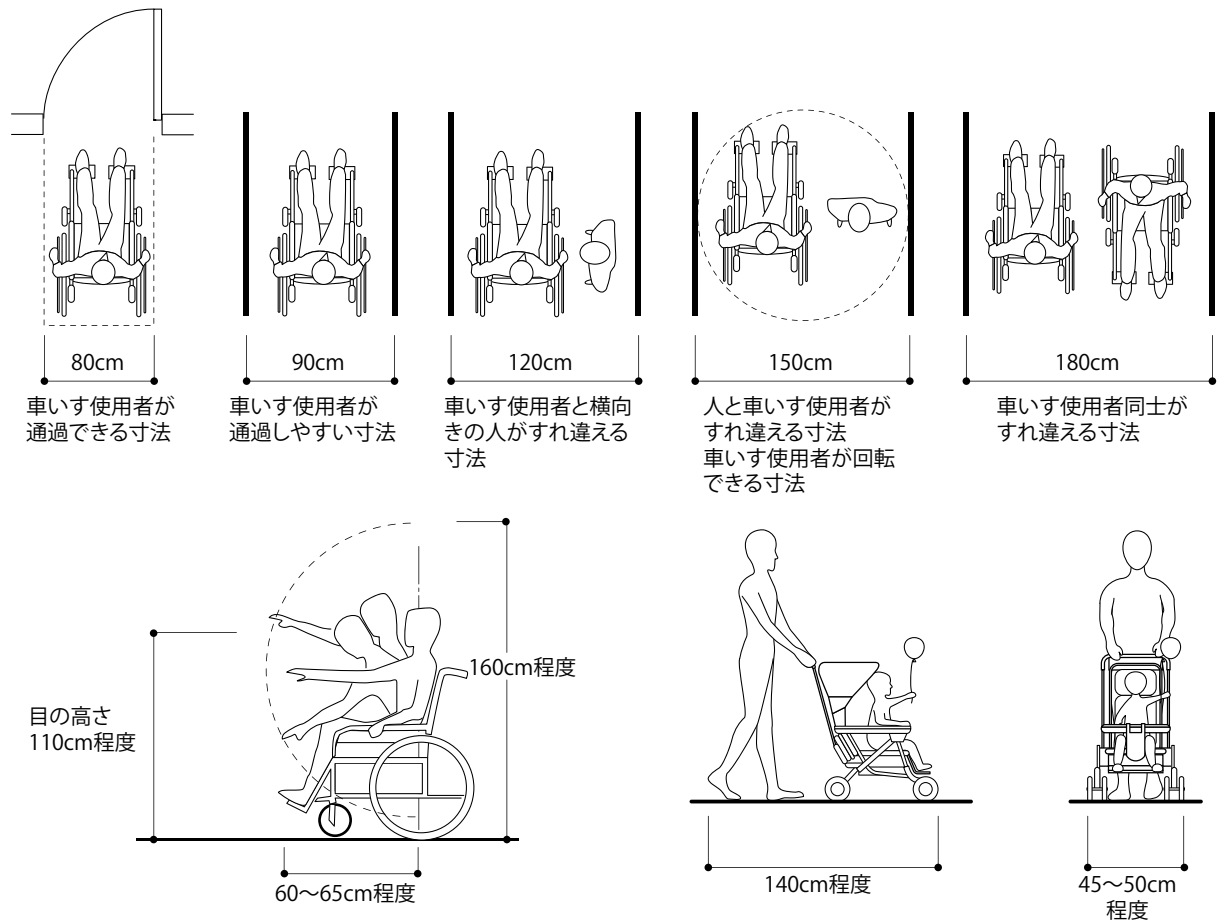
リストアップした改修が必要な場所について、改修の優先順位も踏まえながらコスト調整をしましょう。

コストが合わずに改修を見送る場合でも、人的対応など代替措置方法を考えることで使いやすくなる場合があります。

ハード面の改修とソフト面の人的対応を組み合わせながら、効果的で無理のないバリアフリー改修に取り組みましょう。

P●以降では、ハード面の改修のポイントを  で、ソフト面の人的対応のポイントを  で表示しています

高齢者や障がいのある人の行動特性



行動特性（施設整備マニュアルから抜粋）

建物に入れること

高齢者や障がい者が困っていることは？

- 道路と敷地の境界部分の段差（L型側溝）、建物出入口部分に段差があって、車いす使用者やベビーカー使用者が入るのが難しい。
- 開き戸だと車いす使用者などが自分で開け閉めすることが難しい。
- 車いす使用者の利用に配慮された駐車場が無いと、車を停めるのがおっくうになるし、行きたいと思わない。



改修・整備時のポイント

■段差



- ・道路と敷地に高低差がある場合、建物出入口に段差がある場合は、スロープを設けましょう。
- ・敷地内にスロープを設けるのが難しい場合は、簡易的なスロープを設ける方法もあります。ただし、道路上には道路管理者から許可を得たものしか置けないため、利用が終わったら速やかに片づける必要があります。



- ・段差に困っている人に気づいたら、声かけ・お手伝いをしましょう。



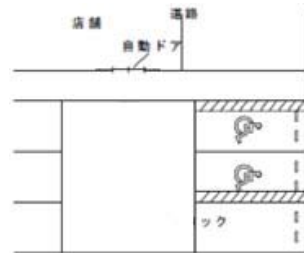
■駐車場



- ・車いす使用者用の駐車場を確保すること望まれます。
- ・難しい場合でも、車いす使用が利用する場合は2台を1台区画とするなど、柔軟な対応を検討しましょう。



- ・事前連絡を受けた場合は、予め駐車場を確保しておく、安全に駐車できるように誘導するなどの対応を検討しましょう。



通常は2台区画で利用。
車いす使用者が利用する場合は1台区画として利用

■ドア



- ・自動式の引き戸を設置することが望まれます。難しい場合は、車いす使用者が開閉しやすい構造の引き戸としましょう。



- ・やむを得ず開き戸とする場合は、インターホンを設置して、ドアの開閉をサポートできるようにしましょう。
- ・ドアの開閉に困っている人に気づいたら、声かけ・お手伝いをしましょう。

イラスト等



改修のポイント



人的対応のポイント

バリアフリー改修・整備事例

改修・整備事例の収集方法

※「施設管理者向けアンケート調査」を通じて改修事例を把握

※福岡市バリアフリーマップ掲載物件から抽出

※利用当事者などへのヒアリングを通じて使いやすい建物を紹介してもらう



建物内を移動できること

高齢者や障がい者が困っていることとは？

- 弱視者や高齢で視力が低下した人は、通路にある段が分からずにつまずくことがある。
- 通路に段があると車いす使用者やベビーカー使用者は利用が難しい。
- 通路を車いすでふさいでしまうと迷惑がかかるので、中まで入っていく気持ちになれない。
- 通路に商品がはみだしていて、通路の幅が狭くなっていることがある。

イラスト等

改修・整備時のポイント

■段差



- ・段差を解消する改修が第一ですが、やむを得ず段差が残る場合でも部分的にスロープにしましょう。
- ・段差が残る場所は、段の先端に色を付けることなどにより、区別できるようにしておきましょう。



- ・部分的なスロープ化も難しい場合は、必要な時に使えるスロープ板を準備して、従業員がいつでも対応できるようにしておきましょう。



■通路の幅



- ・建物内の通路は、車いす使用者等が目的の場所までたどり着ける幅員を確保しましょう。
目的の場所：飲食店のテーブル、建物内のトイレ等
- ・通路が長い場合は、途中で車いす使用者とすれ違うことができる場所があるとより便利です。



- ・商品が通路にはみ出さないように、従業員一人ひとりが気をつけましょう。



イラスト等



改修のポイント



人的対応のポイント

バリアフリー改修・整備事例

改修・整備事例の収集方法

※「施設管理者向けアンケート調査」を通じて改修事例を把握

※福岡市バリアフリーマップ掲載物件から抽出

※利用当事者などへのヒアリングを通じて使いやすい建物を紹介してもらう

目的を達成できること

高齢者や障がい者が困っていることとは？

< 飲食店 >

- 車いす使用者は車いすのままテーブルにつくため、固定いすのテーブルは利用できない。
- 固定式の間仕切りが邪魔になって車いす使用者が入り込めないことがある。
- 聴覚障がい者は、会話による注文が難しい。
- 視覚障がい者は、印刷の文字や看板のメニューだけでは選ぶことができない。



< スーパー・コンビニエンスストア >

- 車いす使用者や高齢者は、低いところや高いところの商品に手をのぼすのが難しい。
- 特売情報などは音声だけの場合が多いため、聴覚障がい者には伝わりにくい。
- 視覚障がい者は商品のラベルがわからない。



< その他 >

- 聴覚障がい者は医院の窓口で呼ばれても分からない。
- 車いす使用者は理容室・美容室の専用のいすに移乗が難しい。

改修・整備時のポイント

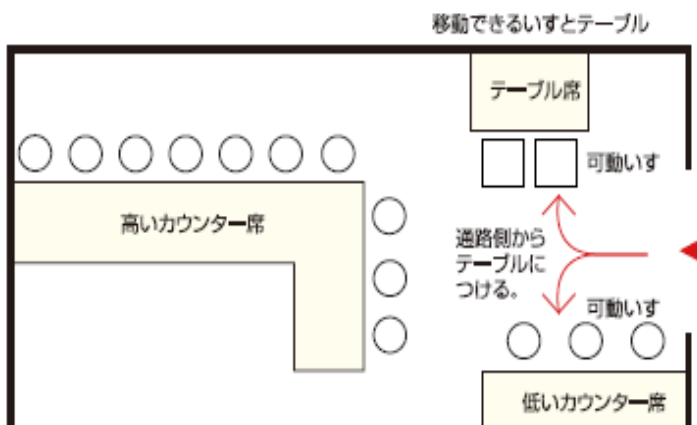
■ 飲食店



- ・車いす使用者がそのまま席につけるように、固定していないいすで、一般的な高さのテーブル席を設けましょう。
- ・個室などで間仕切りを設ける場合は可動式にしましょう。
- ・聴覚障がい者や視覚障がい者などが注文しやすいよう、タッチパネルや点字メニューなどを準備しましょう。



- ・タッチパネルが難しい場合は、写真付のメニューを準備して指さして注文を受けることが考えられます。
- ・点字メニューが難しい場合は、



イラスト等

イラスト等

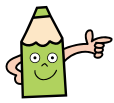


改修のポイント



人的対応のポイント

■スーパー・コンビニエンスストア、小規模店舗



- ・商品棚は車いす使用者の目の高さに配慮するとともに、手が届きやすい工夫をしましょう。
- ・客へのお知らせは、音声情報を視覚情報の両方で伝える工夫をしましょう。
- ・ケーキ店などの小規模店舗では、出入口付近、ショーケースと壁（窓）との間に、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮したスペースを確保しましょう。



鏡をつけて、上段に何があるかわかるようにしている。

イラスト等



- ・やむを得ない場合→店員呼出しボタン等の設置+店員等が迅速にサポート



■銀行・医院



- ・順番呼出しや情報を提供する時は、音声情報と視覚情報の両方で伝えるようにしましょう。
- ・対面式で座って対応できるカウンターを分かりやすい位置に設置しましょう。

イラスト等



■理容室・美容室



- ・車いす使用者の移乗の負担が少なく、利用しやすい調髪台にしましょう。



バリアフリー改修・整備事例

改修・整備事例の収集方法

※「施設管理者向けアンケート調査」を通じて改修事例を把握

※福岡市バリアフリーマップ掲載物件から抽出

※利用当事者などへのヒアリングを通じて使いやすい建物を紹介してもらう

トイレを利用できること

高齢者や障がい者が困っていることとは？

- ・ 飲食店内に使いやすいトイレが無い場合は、その飲食店
は利用しようとは思わない。
- ・ 視覚障がい者は一般のトイレでも利用できるが、男女の
区別や洗浄ボタンの場所が分からないので困る。



改修・整備時のポイント

■スペース



- ・ できる限り広いトイレスペースを確保しましょう。
- ・ トイレだけでスペースの確保が難しい場合は、隣接
する洗面スペースなどと一体的に利用できるよう
にすることも検討しましょう。



■ドア



- ・ トイレのドアは開閉しやすい引き戸または折り戸と
しましょう。



■設備機器等



- ・ トイレの操作ボタンは、JIS S 0026 の操作部の配
置ルールに従って設置しましょう。
- ・ 荷物や杖、洋服などを掛けることができる棚やフック
をつけましょう。
- ・ ベビーチェアやおむつ交換ベッドは男女の両トイレ
に設置することが望まれます。



バリアフリー改修・整備事例

改修・整備事例の収集方法

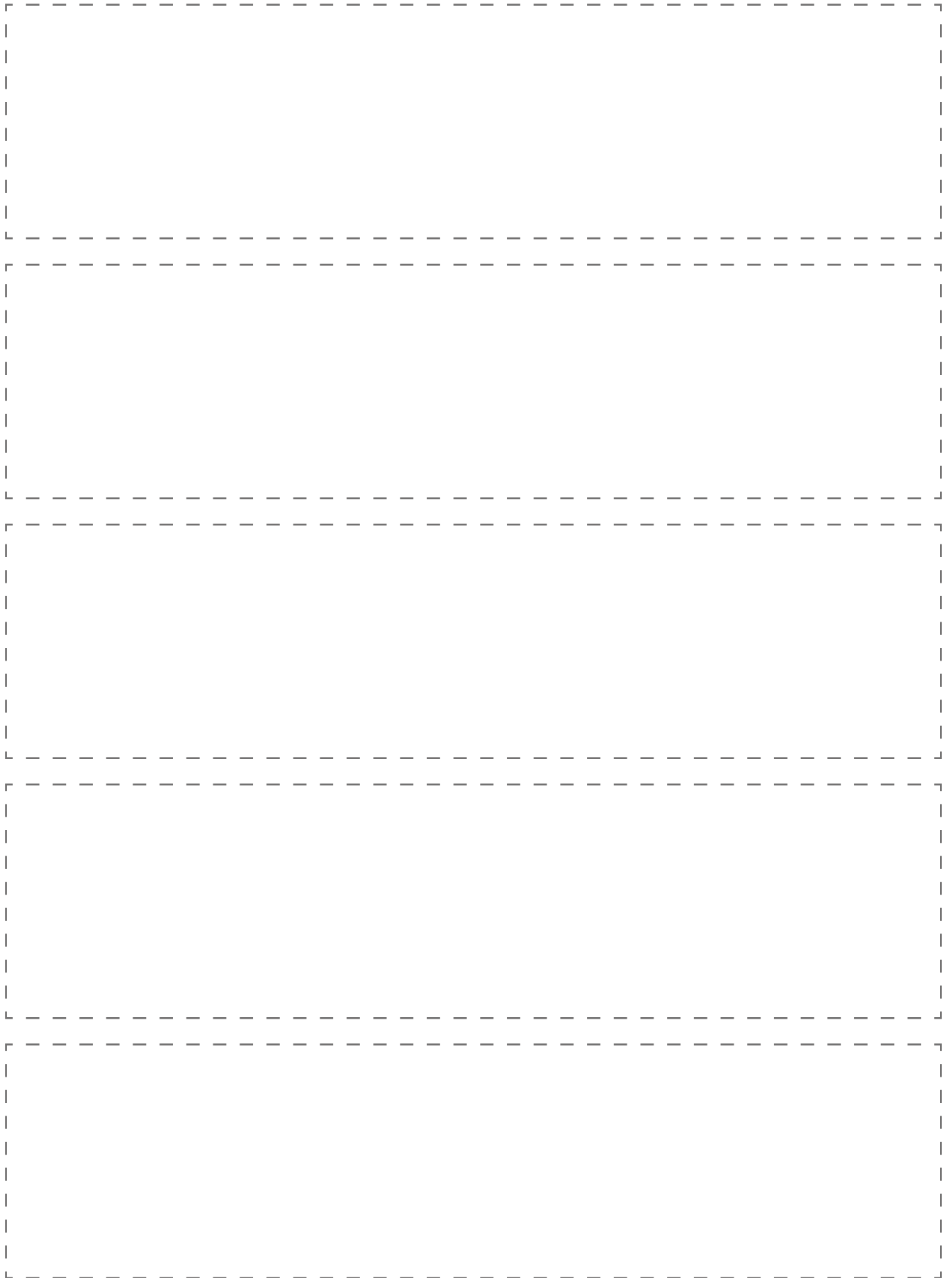
※「施設管理者向けアンケート調査」を通じて改修事例を把握

※福岡市バリアフリーマップ掲載物件から抽出

※利用当事者などへのヒアリングを通じて使いやすい建物を紹介してもらう

その他の身近な改修事例

掲載事例案：曲がり角のミラー、階段端部、寄りかかりイス、案内お知らせ版等



バリアフリー改修チェックリスト

Step1 店舗等の出入口

| | ✓ | 整備の考え方 |
|---------------------------|---|--|
| 1 だれもが店内に安全に入ることができるようにする | | (1) 店舗の出入口に段差を設けない。段差があるときは傾斜路を設ける。既存施設などで段差の解消が構造上不可能な場合は、次善の策として、必要な時に使えるスロープ板を用意しておく。 |
| | | (2) 出入口は、車いす使用者が出入りできる幅を確保する。 |
| | | (3) 高齢者、弱視者等も安心して移動できるよう、段差が残る場所では、段鼻(段の先端)に色をつけるなど、目立つようにする。 |

Step2-1 店舗等内部の共通の配慮

| | ✓ | 整備の考え方 |
|-------------|---|---|
| 1 店内の段差をなくす | | (1) すべての人が原則として単独で店内を移動できるよう、店内に段差を設けない。段差があるときは傾斜路を設ける。既存施設などで段差の解消が構造上不可能な場合は、次善の策として、必要な時に使えるスロープ板を用意しておく。 |
| | | (2) 高齢者、弱視者等も安心して移動できるよう、段差が残る場所では、段鼻(段の先端)に色をつけるなど、目立つようにする。 |
| 2 通路幅を広くとる | | (1) 店内の通路は、車いす使用者、ベビーカー使用者等が、テーブルや目的の棚まで行けるような幅員を確保する。 |
| | | (2) 小規模な店舗等で通路幅を広く確保することが難しい場合でも、飲食店の場合は最低でも1か所のテーブルまで、客が単独で行けるようにする。 |
| | | (3) 車いす使用者が転回できる場所を、店内に1か所以上確保する。 |
| | | (4) 商品やポップ(値札など)が通路にはみ出して通路幅を狭めないようにする。 |
| 3 危険・不安をなくす | | (1) 子供の目の高さに危険な出っ張りをつくらない。 |
| | | (2) 聴覚がい害者の安全のために、仕切られた席やトイレなどの空間に、緊急時に光るフラッシュランプ(点滅灯)などを設置する。 |

裏表紙